

**国民健康保険税（国保税）  
第1期・第2期は  
仮算定による税額です**

国保税は年間8回の納期があり、1年分を8回にわけて納めていただいています。

しかし、4月の時点では算定に必要となる前年中の所得金額などが確定していませんため、第1・2期の納付は、仮算定の税額で納めていただきます。

※第1・2期の納税通知書は、4月中旬に送付予定です。

**◆仮算定とは**

国保税は、加入者の前年中（1月1日～12月31日）の所得金額と、当該年度の固定資産税額をもとに計算します。

4月の時点ではこれらの金額が確定していませんため、金額が確定するまでは、暫定的に平成28年度の国保税年税額<sup>※</sup>の8分の1に相当する額を、第1期、第2期にそれぞれ納めていただきます。

※年度の途中から加入した世帯の場合は、1年間に換算した額

**◆仮算定額の修正**

前年に比べて著しく所得が減ったなど、もし平成29年度の国保税が、平成28年度の年税額の2分の1に相

当する額に満たないと思われる場合は、仮算定の税額の修正を申し出ることが出来ます。詳しくは問い合わせてください。

**問合せ先**

困市民窓口グループ  
(内線261・219)



**後期高齢者医療保険料の  
年金天引き開始**

後期高齢者医療に加入している方は、4月の年金から天引き（特別徴収）される金額を4月の中旬にお知らせします。

申し出により年金からの天引きを口座振替に変更した方は、保険料の納付が7月から始まりです。

保険料は前年の本人の所得をもとに計算しますが、4月～8月の年金からの天引きでは、今年2月の年金天引きの額または前々年の所得をもとに仮計算された保険料額を納めていただきます。

**問合せ先**

困市民窓口グループ  
(内線227・217)

**愛知県後期高齢者医療制度  
協定保養所利用助成**

**利用方法** 協定保養所申込時に被保険者であることを伝え、宿泊当日保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証および利用カード（初回利用時に保養所にて交付）を提示してください。精算時に1人1泊につき1,000円を助成します。

TEL 052-955-1205

場所	協定保養所名	電話番号
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
豊田市	豊田市 百年草	0565-62-0100
犬山市	レイクサイド入鹿	0568-67-3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島	0594-42-3330
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	0562-82-0211
田原市	シーサイド伊良湖	0531-35-1151

※平成30年3月31日まで、全保養所合わせて4泊まで

**子育て**

**平成28年度保育サービス  
第三者評価および利用者アンケートの結果公表**

市内の保育所・幼稚園・認定こども園での保育サービスの質の向上と利用者の皆さんへの情報提供のため、保育サービス評価を行っています。

保育サービス評価委員会による平成28年度の評価結果がまとまりました。保育サービス利用者へのアンケート結果とあわせて公表します。

閲覧場所 いきいき広場内こども育成グループ、保育園、幼稚園、認定こども園、児童センター

※評価結果は市公式ホームページでも閲覧可

**高浜市保育所・幼稚園保育サービス評価委員会の委員募集**

保育サービスの質の向上と、利用者の皆さんへの情報提供に資するため、保育サービス評価委員会を設置し、第三者による評価を行っています。平成29年度の評価を行うにあたり、評価委員を募集します。

募集人数 3人